

令和2年第7回若狭町議会臨時会会議録（第1号）

令和2年11月30日若狭町議会第7回臨時会は、若狭町議事堂で開会された。

1. 出席議員（12名）

2番	熊谷勘信君	4番	島津秀樹君
5番	辻岡正和君	6番	坂本豊君
7番	今井富雄君	8番	原田進男君
9番	北原武道君	10番	福谷洋君
11番	清水利一君	12番	小堀信昭君
13番	小林和弘君	14番	松本孝雄君

2. 欠席議員

なし

3. 欠員

2名

4. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 深水滋書記 石倉美穂

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	森下裕	副町長	玉井喜廣
教育長	中村正一	会計管理者	泉原功
総務課長	二本松正広	政策推進課長	岡本隆司
観光未来 創造課長	竹内正	税務住民課長	松宮登志次
環境安全課長	木下忠幸	福祉課長	佐野明子
保健医療課長	山口勉	建設水道課長	飛永浩志
農林水産課長	岸本晃浩	パレオ文化課長	中村和幸
歴史文化課長	藤本斉	教育委員会 事務局長	三宅宗左

6. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 議案第64号 若狭町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第65号 若狭町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

- 日程第 5 議案第 66 号 若狭町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 67 号 工事請負契約の締結について（令和 2 年度若狭アドベンチャーツーリズム拠点整備事業：熊川トレイル城跡拠点整備工事）

(午前9時20分 開会)

○議長（島津秀樹君）

開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、招集されました、令和2年第7回若狭町議会臨時会に当たり、議員各位には、万障繰り合わせの上、御出席をいただきましたことを、心よりお礼申し上げます。

本臨時会に提出されます議案につきましては、条例の一部改正および工事請負契約の締結についてであります。議員各位には、慎重なご審議と円滑な議事運営に、御協力を賜りますようお願いいたしまして、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員数は、12名です。

定足数に達しましたので、会議は成立しました。

これより、令和2年第7回若狭町議会臨時会を開会いたします。

町長より発言を求められていますので、これを許します。森下町長。

○町長（森下 裕君）

皆さま、おはようございます。本日、令和2年第7回若狭町議会臨時会を召集させていただきまして、議員の皆様には、極めてお忙しいところ、御出席を賜り厚くお礼申し上げます。

秋も深まり、野山の木々も色づき、紅葉も見頃の時期を迎えておりますが、早いもので、今年も残すところ、あと1ヶ月となりますが、明日からは、師走を迎えようとしています。本来であれば、自然の豊かさと恵みを味わう収穫祭など、秋ならではのイベントが催され、地域の交流の輪が広がっていくところですが、今年は、新型コロナウイルスの影響により、規模の縮小や中止を余儀なくされております。町では、感染拡大の予防を図りながら、町内企業支援と町内消費拡大による地域経済の活性化を両輪で下支えするため、国・県の各種コロナ対策に加え、町単独の事業を展開しているところであります。今後も、新型コロナウイルスによる影響や国・県の動向を注視しながら、迅速かつ適切な対応をしてまいります。さて、本臨時会におきましては、人事院勧告に準拠し、関係条例を改正するもののほか、工事請負契約の締結に係る案件について提案させていただきました。議員の皆様には、十分御審議の上、妥当なる御決議を賜りますよう、お願い申し上げまして私からの開会の御挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（島津秀樹君）

これより本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配布のとおりです。

これより、日程に従い議事に入ります。

～日程第1 会議録署名議員の指名について～

○議長（島津秀樹君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、14番、松本 孝雄君、2番、熊谷 勘信君を指名します。

～日程第2 会期の決定について～

○議長（島津秀樹君）

日程第2、会期の決定について を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日に決定しました。

次に、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査令和2年9月分及び10月分の結果報告書が、お手元に配布のとおり報告されています。

次に、地方自治法第121条の規定により議案説明者として森下町長、玉井副町長、中村教育長、泉原会計管理者、二本松総務課長ほか、各担当課長の出席を求めています。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

～日程第3 議案第64号から日程第5 議案第66号～

○議長（島津秀樹君）

次に、日程第3、議案第64号「若狭町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」から日程第5、議案第66号「若狭町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」までの3議案を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。森下町長。

○町長（森下 裕君）

それでは、議案第64号から議案第66号までの3議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第64号「若狭町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」、議案第65号「若狭町一般職の職員の給与に関する条例の一部改

正について」、議案第66号「若狭町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」の3議案であります。これらの案につきましては、令和2年10月7日に出されました人事院の勧告に鑑み、特別職の職員で常勤のもの、期末手当及び一般職の職員、会計年度任用職員の期末手当の額を引き下げるため、提出するものであります。

以上、3議案につきまして説明を申し上げます。十分にご審議の上、妥当なる御決議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（島津秀樹君）

提案理由の説明が終わりました。

ただいま上程いたしました議案について、理事者から詳細説明を受けるため、暫時休憩します。

（休憩 9時27分）

（再開 9時53分）

○議長（島津秀樹君）

再開します。

休憩前に引き続き、上程中の3議案を議題とします。提案理由の説明が終わっております。

これより、質疑を行います。

上程中の3議案について、質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、議案第64号「若狭町特別職の職員で常勤のもの、給与及び旅費に関する条例の一部改正について」討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

9番 北原 武道 君

○9番（北原武道君）

私はこの議案の次の議案、第65号一般職の期末手当の引き下げには反対であります。しかし今の議案、第64号は一般職ではなく、特別職の期末手当に関するものであり、これには賛成であります。賛成の討論を行います。本案は特別職の期末手当を人事院勧告に従って、年間0.05月分引き下げるというものであります。私は今般

の人事院勧告は一般的には不適切なものでありこれに従う必要はないと思っております。しかし現在の不況の中で、経済的な困難に直面している町民の心情を察すれば、特別職に限って、期末手当を減額することは、妥当性があると思います。よって、私は本案に賛成であります。

○議長（島津秀樹君）

次に原案に反対者の討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

他に討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行いません。

議案第64号「若狭町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

【起立全員】

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第65号「若狭町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

9番 北原 武道 君

○9番（北原武道君）

本条例改正案は、一般職職員の期末手当の年間支給月数に関して、現行が2.6であるものを、0.05引き下げて、2.55にし、これを本年度から実施するというものであります。また再任用職員についても同様に、年間月数0.05の引き下げとなっております。この数字は、景気減退などを背景に、民間企業の一時金水準が公務員を下回ったとされ、人事院および福井県人事委員会が勧告し、それに従ったものであります。

現在の消費不況は、昨年10月の消費税10%への増税から始まりました。これに新型コロナウイルスの感染拡大による経済活動の低下が追い討ちを掛けました。

現在の深刻な不況を脱する為には、内需を拡大する、つまり国民の購買力を高める、

国民の所得水準を上げる必要があります。公務員の給与水準は、ブーメランのように、再び民間の給与水準に影響します。従って、今般の人事院勧告は国民の購買力を益々弱体化させるもの、内需拡大、景気回復に逆行するものである、と言わなければなりません。

また、本町の職員に照らせば、職員は、新型コロナウイルスの感染拡大を予防するため、例年になく制約の中で働き、そして町民の感染予防を懸命に指導して参りました。幸いにして、現在のところ、本町ではクラスターは発生しておりません。このような中で、来る12月期の期末手当について言いますと、月数を、1.3から、一気に0.05も引き下げ、1.25にする、などという事は、到底この職員の苦労に応えるものではありません。一般職の職員の期末手当については、本案は実施せず、現行を維持するべきであると考えます。

以上、反対の討論といたします。ありがとうございました。

○議長（島津秀樹君）

次に原案に賛成者の討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

他に討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行いません。

議案第65号「若狭町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

【起立多数】

○議長（島津秀樹君）

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第66号「若狭町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行いません。

議案第66号「若狭町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

【起立全員】

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

～日程第6 議案第67号～

○議長（島津秀樹君）

次に、日程第6議案第67号「工事請負契約の締結について（令和2年度若狭アドベンチャーツーリズム拠点整備事業：熊川トレイル城跡拠点整備工事）」を議題とします。提案理由の説明を求めます。森下町長。

○町長（森下 裕君）

それでは、議案第67号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和2年度若狭アドベンチャーツーリズム拠点整備事業に係る熊川トレイル城跡拠点整備工事をさせていただくもので、去る11月24日に指名競争入札を実施しましたので、工事請負契約を締結いたしたく、地方自治法第96条第1項第5号、及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

十分な御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。よろしく申し上げます。

○議長（島津秀樹君）

提案理由の説明が終わりました。

ここで、暫時休憩します。

（休憩10時05分）

（再開10時06分）

○議長（島津秀樹君）

再開します。

休憩前に引き続き、上程中の議案を議題とします。提案理由の説明が終わっております。

これより、質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行いません。

議案第67号「工事請負契約の締結について（令和2年度若狭アドベンチャーツーリズム拠点整備事業：熊川トレイル城跡拠点整備工事）」本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

【起立全員】

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（島津秀樹君）

以上で、本臨時会に付議されました案件の審議は終了しました。

これをもって、令和2年第7回若狭町議会臨時会を閉会いたします。

閉会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日の臨時会におきましては、人事院勧告にかかる関係条例の一部改正および工事請負契約の締結について議決されました。理事者各位におかれましては、可決された事業につきまして、適切に執行していただき、更なる福祉の向上につなげていただくことを願うものであります。

明日から12月師走であります。寒さも厳しい季節になりますが、議員、理事者各位におかれましては、新型コロナウイルスの感染拡大にも十分注意して、また健康にも十分御留意をいただきますようお願いを申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

町長より、閉会にあたり発言を求められています。発言を許可します。

○町長（森下 裕君）

閉会にあたりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

ただいまは、提案いたしました案件に対し、適切なる御決定をいただき、誠にありがとうございました。御決議いただきました、アドベンチャーツーリズム拠点整備事業における熊川トレイル城跡拠点整備工事につきましては、歴史文化と自然景観に加えて、トレイル整備を基軸としたアウトドアを楽しめるアドベンチャーツーリズムの拠点として、熊川エリアを磨き上げ、幅広い客層の誘客を図り、周遊・滞在型効果を高

めたいと考えております。

また、今週末の4日からは、第8回若狭町議会12月定例会も開会を迎えます。条例の一部改正や補正予算、指定管理者の指定の案件など予定をいたしております。引き続き何卒よろしくお願い申し上げます。

最後に、議員各位におかれましては、これからは、気温も下がって参ります。少しずつ、冬の足音が聞こえて参りました。健康に十分御留意いただき、町政発展のため、御活躍いただきますようお願い申し上げます。閉会にあたりましての御挨拶といたします。本当にありがとうございました。

(午前10時11分 閉会)